#### 総合評価落札方式の試行導入について

ひたちなか市では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行を受け、本市における建設工事の品質の確保及び向上を図ることを目的として、平成20年度から総合評価落札方式を次のとおり試行導入します。

## 1 制度の概要

総合評価落札方式は,公共工事の品質確保の観点から,入札価格のみではなく,施工実績,施工能力等の価格以外の技術的要素を含めて総合的に評価を行い,技術と価格の両面から最も優れた落札業者を決定する方式です。

## 2 型式

総合評価落札方式の型式は,当該工事の難易度等に応じて,次の3型式に区別します。

#### (1) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さく,一般的で比較的小規模な工事において,同種工事の施工実績等,定量化された評価項目と価格を総合的に評価するもの。

#### (2) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事において,施工の確実性を確保するため,定量化された評価項目と併せ,簡易な施工計画等に基づき,技術的要素と価格とを評価するもの。

## (3) 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において,市が求める工事内容を実現するため,定量化された評価項目及び簡易な施工計画等と併せ,安全対策,交通・環境への影響,工期の縮減等の観点から技術提案を求め,技術的要素と価格とを評価するもの。

# 3 対象工事

原則として設計金額が2,000万円以上で,品質の確保と効率的かつ経済的な社会資本整備の観点から,入札参加者の技術的要素と価格を一体として評価することが妥当であると認められる工事を対象とします。

# 4 入札の方法

ひたちなか市電子入札試行要綱の規定に基づき,電子入札により実施します。

### 5 学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式により発注する工事の落札者決定基準を定めようとするときには, 2人以上の学識経験者の意見を聴取します。なお,この意見聴取時に落札者の決定についても意見を聴取する必要があるとの意見が述べられた場合には,当該落札者を決定しようとするときに改めて2人以上の学識経験者の意見を聴取します。

### 6 評価の方法

総合評価落札方式による評価の方法は,入札参加者が提出した評価資料に基づき算出した得点の合計点(以下「評価点」という。)と標準点(100点)の合計点(以下「技術評価点」という。)を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)を比較する除算方式とし,次に掲げる算式によるものとします。

- (1) 技術評価点 = 評価点 + 標準点(100点)
- (2) 評価値=技術評価点/入札価格

## 7 落札候補者の決定

総合評価落札方式における入札参加者のうち,入札価格が予定価格の範囲内で,落札者決定基準に基づき算出された評価値が最も高い者から入札公告に定める入札参加資格確認書類の提出を求め,入札参加資格の審査(事後審査)を行います。当該審査の結果,入札参加資格があると認めた場合には落札候補者となります。

なお,落札候補者の入札価格がひたちなか市低入札価格取扱要綱第3条に規定する調査基準価格を下回ったときは,低入札価格調査制度を適用します。

## 8 落札者の決定

落札候補者が決定したときは,当該落札候補者が総合評価による最も有利な条件の者であるかどうかを審査し,(落札者決定基準の意見聴取時に必要と意見が述べられた場合のみ学識経験者の意見の聴取を行い,)落札者を決定します。

# 別紙 1

# 評価値の算出例

